

廿日市市長 松本 太郎

(教育部 教育総務課)



工事名称： 大野東小学校仮設校舎賃貸借

工事場所： 廿日市市大野 7 2 0 番地

| 番号 | 図面番号等            | 質疑                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                              |
|----|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 1  | -                | 本事業は債務負担行為を取られていますでしょうか。                                                                                                                                                                                              | 令和 7 ～ 9 年度の債務負担行為を取得している。                                      |
| 2  | -                | 上記について、回答が否の場合に万が一中途解約になった時、設置費及び解体費、経過した賃料など未精算部分は、ご請求できるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                            | 債務負担で予算を確保しているため、万が一中途解約になった場合、工事費、リース料等については協議の上お支払いさせていただきます。 |
| 3  | -                | 学校敷地内の既存建物等の、直近の計画通知又は建築確認申請書類及び竣工時のCADデータは、ご提供いただけるものと考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                  | こちらで用意できるCADデータ等についてはご提供させていただきます。                              |
| 4  | 仕様書P3<br>4節 適用法令 | (2) 広島県福祉のまちづくり条例とありますが、平面図のスロープ程度と<br>考えて宜しいでしょうか。                                                                                                                                                                   | 原則条例に準じた仕様とすること。                                                |
| 5  | 仕様書P6<br>3章 1節   | (9) その他⑤に登下校の利用者の導線に誘導員を設置と有りますが、誘導員の設置は設置時40日、解体時20日程度と考えますがよろしいでしょうか。                                                                                                                                               | 工事着工（仮囲い設置）～工事完了（仮囲い撤去）まで、必要に応じて設置すること。                         |
| 6  | 仕様書P6<br>4章 1節   | (4) 仮設校舎底地の既設の配管については、賃貸人の負担により～とありますが、P10 9章(3)建物配置時に、ハンドホールが干渉した場合の移設費は、賃貸人負担とする。P11 10章(12)には、本建設予定地に給水管が通っている為、切り回しを行うこと。となっております。その為、前述のハンドホール及び給水管切り回しは本事業に含まれ、その他の仮設校舎底地の既設配管があった場合は、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 本事業で見込んでいない配管類があった場合は別途協議とします。                                  |
| 7  | 仕様書P7<br>4章 1節   | (6) 既存不適格及び違反建築物となる建築物や工作物があった場合は、発注者様にて整理いただけると考えてよろしいでしょうか。                                                                                                                                                         | よろしいです。                                                         |

|    |                |                                                                                                                                               |                                                                                    |
|----|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 8  | 仕様書P7<br>4章 1節 | (7) 仮設許可適応物件と有りますが、生徒増での仮設許可の取得と考えてよろしいでしょうか。                                                                                                 | お見込みのとおりです。                                                                        |
| 9  | 仕様書P9<br>7章 3節 | (2) 工場塗装パネル等の塗装落ち・汚れ・シミ等のあるものは同種同材にて補修すること。とありますが、補修は部分補修と考えてよろしいでしょうか。                                                                       | 部分補修で問題ありませんが、発注者と協議の上決定すること。                                                      |
| 10 | 仕様書P10<br>10章  | (5) 屋外排水について付近の既存汚水桝に接続し、公共下水道へ放流することとありますが、現地確認を行うと浄化槽地域と見受けられるため、浄化槽へ接続する付近汚水桝へ接続することとし、新規に公共下水道への接続は無しと考えて宜しいでしょうか。また、既存浄化槽の設置届資料をご教示ください。 | よろしいです。<br>既存浄化槽の設置届資料はありません。<br>設置予定地付近の污水配管に接続してください。浄化槽の資料については資料の提供をさせていただきます。 |
| 11 | 仕様書P10<br>9章   | (10) 外部の配線・配管において、既存校舎の外壁より支持を取ることは可能と考えてよろしいでしょうか。また、可能な場合、仮設校舎解体時の既存外壁の補修については、コーキング程度と考えてよろしいでしょうか。                                        | よろしいです。                                                                            |
| 12 | 仕様書P11<br>10章  | (13) ドレン排水は側溝に接続と有りますが、自然放流でもよろしいでしょうか。                                                                                                       | 原則は側溝に接続してください。ただし、施工上難しい場合は別途協議とします。                                              |
| 13 | 仕様書P12<br>13章  | (5) 賃貸借期間終了後の整地について、グラウンドの詳細断面資料をご教示ください。                                                                                                     | グラウンドの詳細断面はありませんので、既存状態同等へ復旧すること。                                                  |
| 14 | 仕様書<br>(プレハブ用) | (建物使用・備考) シンク、ミニキッチンにお湯は不要と考えてよろしいでしょうか。また、ミニキッチンについては、換気扇とIHは不要と考えてよろしいでしょうか。                                                                | お湯、IHは不要ですが、ポット用のコンセントは必要です。<br>換気扇については、部屋用の換気扇のみで問題ありません。                        |
| 15 | 仕様書<br>(プレハブ用) | (通信設備仕様) 通信機器は賃貸人が設置し、機器設定・調整は賃貸人が行うとありますが仕様書P10,9章(7)を正とし、機器設定・調整は賃借人に行うと考えてよろしいでしょうか。                                                       | 機器設定・調整は賃借人で行います。                                                                  |

※ 質疑No.16以降は、各社で当該様式に習い作成して下さい。